

議員提出議案第2号

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例について

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和3年12月22日提出

尼崎市議会議員	眞	田	泰	秀
同	光	本	圭	佑
同	川	崎	敏	美
同	蛭	子	秀	一
同	東	浦	小夜子	
同	別	府	建	一
同	宮	城	亜	輻
同	林		久	博

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例
第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例

第1条中「本市における」を「尼崎市議会議員（以下「議員」とい
う。）に対する」に、「交付」を「交付等」に改める。

第2条第1号中「尼崎市議会議員（以下「議員」という。）」を
「議員」に、「市規則で定める要件を満たす」を「尼崎市議会議長
（以下「議長」という。）が適当と認める」に改める。

第3条中「その他市規則で」を「その他議長が別に」に改める。

第4条第2項中「の範囲内で市規則で定める額（以下「月割額」と
いう。）」を削り、同条第3項及び第5項中「市規則で」を「議長が
別に」に改める。

第5条第1項中「市規則で定める月」を「議長が別に定める月」に、

「として市規則で」を「として議長が別に」に改め、同条第2項及び第3項中「市規則で」を「議長が別に」に改める。

第7条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第2項中「限る。」の次に「第13条第2項を除き、」を加え、「市規則で」を「議長が別に」に改め、同項ただし書を削る。

第9条第1項中「の代表者（無所属議員にあっては、本人。以下同じ。）は、市規則で」を「は、議長が別に」に改め、同条第3項中「の代表者」を削る。

第10条第1項中「の代表者」を削り、同条第2項中「市規則で」を「議長が別に」に改める。

第12条を次のように改める。

（変更等の届出）

第12条 被交付会派等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、異動届によりその旨その他市長が必要と認める事項を議長を経て市長に届け出なければならない。

- (1) 名称又はその代表者の氏名（無所属議員にあっては、その氏名）に変更があったとき。
- (2) 会派又は団体にあつては、その代表者に変更があったとき。
- (3) 会派又は団体にあつては、議会の解散及び議員の任期満了以外の理由により解散したとき。
- (4) 無所属議員にあつては、既存の会派又は団体に加入したとき。
- (5) その他市長が別に定める場合

2 被交付会派等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、異動届によりその旨その他議長が必要と認める事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 会派又は団体にあつては、その所属議員若しくは第8条の経理責任者又はこれらの者の氏名に変更があったとき。
- (2) その他議長が別に定める場合

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（書類等の保存）

第13条 議長は、別に定めるところにより、この条例の規定により議長に提出された書類その他のこの条例の規定に基づき交付される政務活動費に関して議長に提出された書類等について、5年間保存しなければならない。

2 被交付会派等は、議長が別に定めるところにより、政務活動費を充てた対象経費に係る調査研究その他の活動に関する書類等として議長が別に定めるものについて、5年間保存しなければならない。

(収支報告書等の公表)

第14条 議長は、別に定めるところにより、第10条第1項又は第2項の規定により議長に提出された同条第1項の報告書(同項又は同条第2項の政務活動費対象経費支出書及びこれに添付された領収書等の証拠書類を含む。)その他議長が別に定める書類について、尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)第7条に規定する不開示情報が記載されている部分を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

付則第3項の見出しを削り、同項を付則第4項とし、付則第2項の次に次の見出し及び1項を加える。

(政務活動費の額の特例)

3 当分の間、第4条第2項の規定の適用については、同項中「150,000円」とあるのは、「100,000円」とする。

別表第1項第1号、第2号、第4号から第8号まで及び第11号並びに第2項第1号から第5号まで及び第8号中「市規則で」を「議長が別に」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例第13条の規定は、令和4年度以後の年度分の政務活動費に係る書類等について適用する。

(説 明)

政務活動費の交付、交付手続及び使用に関し議会と市長との役割を整理することなどに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。